

〔査読論文〕

カリフォルニア州の高等教育における光と影 ——非合法移民子弟の進学を支援する AB 540を中心として

賀 川 真 理

はじめに

アメリカ合衆国（以下アメリカ）は2001年9月11日のテロに見舞われて以降、様々な点で移民政策を見直し、厳格化させてきた。当時の共和党ブッシュ（George W. Bush）政権（2001-2009年）下では、国境警備を大幅に見直す政策を採ってきただけでなく、テロリスト対策と称し、アメリカ国内にいる移民への取締りを厳しくし¹⁾、身分が明らかでない場合は国土安全保障省（Department of Homeland Security, 以下 DHS）の出先機関が、時には地方官憲と協力してその人物を連行し、彼らを強制送還の対象にしてきた²⁾。

そのような中で、2009年1月20日、第44代アメリカ大統領として前年11月に選出されていた民主党オバマ（Barack Obama）氏が正式に就任した。オバマ大統領は2008年1月から開始された大統領予備選挙の前後に、あらゆる人種やエスニック・グループ、性差別などの壁を乗り越え偉大な社会を作ると抱負を述べた。その際、一定条件を備えた非合法移民学生に対して、大学在学期間中の居住権を認め、さらに連邦や州レベルでの奨学金の受給資格や一定の労働を許可するとした「ドリーム・アクト（the DREAM Act, 正式名称は the Development, Relief and Education for Alien Minors Act）」（後に詳述）に対する支持を表明していた³⁾。

オバマ大統領は、その後もラティーノ・コミュニティとの対話を継続するという政権発足当初の約束を果たすために出演したスペイン語のラジオ番組において、「私は『ドリーム・アクト』を100パーセント支持する」と明言した上で、「より多くの生徒たちが大学に進学する機会を得、また奨学金やローンといった資金を得やすくするため、私の政権において教育に投資すべき基金を設けた」と述べるなど、同法に対する前向きな姿勢に変化はない⁴⁾。

では、なぜ現在、連邦政府による「ドリーム・アクト」が待望視されているのであろうか。本稿では非合法移民およびその子弟数ともに全米で最も多いカリフォルニア州に焦点を当て、ラティーノの政治家や移民たちが中心になって成立させた、同州の公立高等教育機関⁵⁾に在籍する非合法移民学生らに居住者用授業料を認める政策を通じ、彼らの進学を支援することが目的のひとつである法律がどのように機能しているのか、また彼らを取り巻く環境とそれらに付随する諸問題を分析することを目的としている。これらにより、非合法移民子弟の将来を真剣に見据えた場合、連邦レベルにおける「ドリーム・アクト」の制定が不可欠であり、彼らがいかにオバマ政権下での同法成立に期待を寄せているのかを明らかにしたい。

カリフォルニア州では2010年8月現在、一定条件を備えた学生（後に詳述）が移民の地位にかかわらず、州民と同じ費用で高等教育機関に通うことを認めた下院法案第540号（Assembly Bill 540）が基に

なって2001年に成立したカリフォルニア州教育法 (the California Education Code) 第68130.5号が施行されている (以下 AB 540⁶⁾)。同法の適用者のうち非合法移民学生 (その多くがラティーノ) は、それまでは経済的に実現不可能であると思われた大学 (特に4年制大学) へ進学する道が広げられた。しかし、実際に同法を利用して入学を果たした多くの非合法移民学生にとって、依然として大きな壁が立ちほだかっている。すなわち、法的地位が欠落したまま大学生活を送ることは、彼らに多くの点で過酷な現実を突きつけているのである。

2006年3月に行なわれた全米規模での移民によるデモ行進に代表されるように、もはや政治家は移民の権利を主張する声の高まりに耳を傾けずにはいられなくなり、非合法移民のように市民権を持たない移民の存在をも無視することができない時代になりつつある。AB 540施行から8年を迎えた2010年現在、何らかの形でこれを是正することが目下の関心事となっている。

なお本稿において執筆者は、アメリカでの滞在に必要な移民としての地位を示す書類を持ち合わせない人々を指す際、原則として「非合法移民 (undocumented immigrants)」という用語を使用する。本稿で主として取り上げる非合法移民学生の多くは、幼少期から10代前半に、他国から自分の意思によらず両親または片親、親戚によってアメリカに連れてこられ、ある時点までは自分がアメリカの制度上、非合法移民に該当することさえ知らないで育ってきた「罪のない」子供たちである⁷⁾。多くの場合、アメリカで育ち、アメリカの学校教育を受けてきた彼らに対して、不法移民 (illegal immigrants) という言葉を使用することは、適当ではないとの判断からである。したがって引用文献に“illegal immigrants”とある場合には、「不法移民」と表記して区別することとする。

1 アメリカにおける非合法移民とその子供たち

1) 移民法の改正と市民権

第二次世界大戦下で労働力不足を補うためにはじまった、アメリカとメキシコとの労働協定であるブラセロ・プログラム (the Bracero Program, 1942-1964年) が終了した翌1965年10月3日、第89連邦議会において1965年移民国籍法⁸⁾ (the Immigration and Nationality Act of 1965; Hart-Celler Act) が制定された。同法ではアメリカへの入国に際し従来の国籍割り当てを廃止し、その第2項において移民国籍法第202項を修正し、アメリカに滞在する移民家族の結合を優先する政策を掲げた。特筆に値するのは、このなかにアメリカ国籍の子供を持つ両親に対する市民権獲得を可能にする規定が新たに盛り込まれたことであり、この政策は1976年まで継続された。

同時に1965年の移民国籍法では、メキシコを含む西半球からの移民に対し割り当てを設けたため、同国からの合法移民は大幅に制限されることになった⁹⁾。しかし、「連邦議会が移民政策を厳しくしようとしたときでさえ、結果的に移民は増加した¹⁰⁾」。ブラセロ・プログラム終了後も低賃金移民労働者の需要は続き、また1965年の移民法改正により家族との再会が容易になったことで、メキシコや他のラテン・アメリカ諸国からの合法・非合法移民家族が増加した。

その反面、移民の子供たちの法的地位に影響を及ぼす事態が1975年から1996年まで続いた。非合法移民の親が拘束されると、移民裁判所の判事によってアメリカ国籍をもつ移民の子供であっても国外追放の対象になった¹¹⁾。他方で、1986年に制定された移民改正取締法 (the Immigration Reform and Control Act of 1986, 以下 IRCA) は、1960年代以降大量に創出された非合法移民たちに合法化する道のをつけたものであったが、これによって全米で約270万人が合法移民となった¹²⁾。

2008年3月現在、全米で約1190万人の非合法移民がいるとされ、この人数は1990年の約350万人と比較すると飛躍的に伸びている。ただしカリフォルニアにおける増加率は鈍化しており、1990年にはカリ

フォルニアの非合法移民がアメリカ全体の42パーセントを占めていたが、2008年には22パーセントにまで減少した¹³⁾。これは、カリフォルニアが景気後退や、暴動、地震、山火事といった「四重の打撃 (the same quadruple whammy)¹⁴⁾」に見舞われたことによる。

2008年時点における非合法移民の出身国別内訳は、隣国であるメキシコ合衆国（以下メキシコ）が59パーセント、その他のラテン・アメリカ諸国が22パーセント、アジア諸国が12パーセントなどとなっている。その大半を占めるラティーノが移民としてカリフォルニアに移住したピークは1982-1986年で、当時は年間平均18万2575人が定着した。しかし1993年にラティーノ移民の渡米は実質的に停止し、1997-1999年までの年間平均（8万9401人）はピーク時の半分ほどであった。非合法移民の定住先は、ジョージア州やノースカロライナ州などにも拡大し、かつてほど特定の州に集中しない傾向にある。ただし、依然として最も多くの非合法移民を抱えているのはカリフォルニア州（270万人）で、2位がテキサス州（140万人）、3位がフロリダ州（105万人）、4位がニューヨーク州（92万5000人）となっている¹⁵⁾。

非合法移民世帯の子供の大多数（73パーセント）が出生によるアメリカ人でアメリカ国籍を保有し¹⁶⁾、残りの3割弱が外国で生まれ、その大半が非合法移民という境遇に置かれている。こうした子供たちを取り巻く背景は、非常に複雑である。シングル・マザーを持つ男子学生は、先に渡米していた母親の元に行くため7歳の時に親戚と共に密入国した。この学生の場合、その後母親はアメリカ国籍を獲得できたが、本人は未だに非合法移民のままである¹⁷⁾。このように非合法移民子弟の多くが、自分の意思で非合法の道を選んだわけではない点を強調しておきたい。

さて、アメリカにおいて一家族の中で異なる移民の地位を保有する者が同居している状態を「混在家族 (mixed-status families)」と呼ぶが、このパターンにある子供の数は2003年の270万人から2008年には400万人へと急増していることも最近の特徴である¹⁸⁾。「混在家族」では「ひとつの家族内においてさえ、特にアメリカ国民と非合法者といった兄弟間においても、機会の不平等が存在し得る¹⁹⁾」。すなわち両親と子供との間だけでなく、移民送出国で生まれた兄弟とアメリカ生まれで市民権を持つ兄弟との間には多くの点で隔たりが生じ、そのことが教育を受ける上でも大きく影響している²⁰⁾。

2) 非合法移民子弟に対する教育政策

非合法移民子弟に対する中等教育までの権利を規定しているのは、1982年に連邦最高裁によって出されたプライヤー対ドウ (Plyler v. Doe) 判決である。1975年にテキサス州議会が、地元の学区から非合法の生徒たちの教育に必要な州の歳出を除外し、同学区に彼らが入学することを拒否する権利を認めたテキサス州教育法 (the Texas Education Code) 第21.031節 (Section 21.031) の改定を行なったことに対し、ブレナン (William J. Brennan) 判事は、非合法移民への教育を否定したテキサス州教育法は、原告が制御する権限をもたない法律的性質にある子供の非合法的な地位を理由として差別的な重荷を課しており、同法は非難することのできない移民の子供たち (blameless immigrant children) に対する教育を否定することによって、恒久的な下層階級を創出しているとの意見を添えた²¹⁾。同最高裁判決は、その後ただちに全米に波及し、今日でもアメリカでK-12 (日本の幼稚園から高校まで) の教育課程にある非合法移民に対する教育を正当化する最大の根拠となっている。

プライヤー対ドウ判決では高等教育については何ら言及されなかったが、まさしくこうしたブレナン判事の概念が、カリフォルニアの非合法移民を高等教育に押し上げようとする原動力になっている。ところが、たとえ高度な教育上の動機と上昇志向を持ち合わせている非合法移民の生徒たちであっても、彼らの法的地位が高等教育を受けるといふ彼らの夢を打ち砕いている場合が多い。なぜならば、「非合法移民学生はINS (Immigration and Naturalization Services, 移民帰化局) のことであり、現在は廃止さ

れ DHS の担当部局が担っている) による正式な書類なしには、金銭的な支援に関する申請書類を受け取ることができない」²²⁾ からである。

このようにアメリカの教育システムにおいて、非合法移民子弟は高校までの教育課程に在籍することができるのであるが、実際には彼らが非合法移民であるため、子供心ながらに周囲から何かしらのプレッシャーを感じていることも多い。すなわち、書類上の地位 (documented status) が中等教育以降の教育課程へのパスポートであると同時に、「学校当局者の信用に影響を及ぼしうなものとなっている²³⁾」。非合法の子供たちには、そのことによる後ろめたさあるいは恐怖が常に付きまとっている²⁴⁾。なぜならば現実問題として、移民税関捜査局 (Immigration and Customs Enforcement, 以下 ICE) などの官憲からいつ不法滞在者として拘束、ひいては国外追放にされるかわからない立場にあるからである。

その上、非合法移民学生の多数を占めるラティーノに対して、学校では「高等教育へ進学する見込みのない」生徒として強烈なステレオタイプのレッテルを貼られていることが多い。この背景には、現実的に高等教育への進学率が低いことが一つの要因として挙げられる²⁵⁾。また、彼らの世帯収入が低い場合が多いことから、高等教育への進学に必要な金銭的裏付けが得られにくいことも負のイメージを増長させる原因となっている。労働者階級の両親を持つラティーノが、高等教育への進学が金銭的に無理であるためにあきらめなければならないことがわかった際には、絶望に襲われることがあるとされる²⁶⁾。

さて、こうした子供たちへ門戸を開くために必要となってくるのが授業料の軽減策である。アメリカでは教育問題は原則として州権に委ねられており、またいわゆる国立大学はなく、公立大学は運営費の多くを州税に依存している。そのためほとんどの大学において、「居住者」、「非居住者」、「留学生」の順に授業料をより多く徴収する仕組みをとっており、後述する連邦法と抵触しない範囲で、どのように非合法移民子弟に対する高等教育を提供するのかは、目下のところ州ごとに異なる対応がとられている。本論文の対象となっている非合法移民について言えば、公立の高等教育機関への入学を認めている州であっても、「居住者」とみなすか「非居住者」とみなすかにより、授業料において2倍から3倍以上の金銭的負担に相違がある²⁷⁾。

2001年以前は、高等教育に進学した非合法移民学生に対して一般の市民同様、一定年限以上州の居住者であった場合には居住者用の授業料 (in-state tuition もしくは resident tuition) を課す場合や、非居住者用の授業料 (out-of-state tuition もしくは nonresident tuition) を課す場合、さらには非居住者よりも一層高額な留学生用の授業料を課すなどの対応が各州の高等教育機関ごとに見られたが、特に規定がない機関もあった。ところが非合法移民が増加し、その子供たちが成長してきたことにより、各州では対策を講じる必要性に迫られた。

全米で初めて非合法移民学生に対して居住者用の授業料適用を正式に認めたのはテキサス州で、2001年のことであった²⁸⁾。カリフォルニア州では、かつて非合法移民学生に非居住者と同様の授業料を求めていたこともあったが、現在は居住者用の授業料を認めている。ノースカロライナ州では、非合法移民学生に非居住者と同額の費用の支払いを条件に入学を認めていた時期もあったが、その後彼らの入学自体を禁止した。このように各州において、その時々政治的環境が影響し、また連邦法との抵触を回避する措置がとられているのが現状である。

テキサス、カリフォルニアに次いで、2002年にはユタとニューヨークで、2003年以降はワシントン、オクラホマ、イリノイ、カンザス、ネブラスカ、そしてニューメキシコといった具合に、徐々に高等教育機関における非合法移民への居住者用授業料の適用を認める法律が通過してきている。2009年8月現在、一定条件を満たした非合法移民学生に居住者用授業料の適用を認めているのは全米50州のうち10州

であるが、州政府による奨学金の申請資格まで認めているのは、テキサス、オクラホマなど3州のみである。そのオクラホマ州では、高等教育を受ける非合法移民は州全体で約2万6000人であったが、このうち州政府の奨学金は実際にはわずか37人にしか支給されていなかった。それにもかかわらず、高等教育に進学する非合法移民に税金を投入するの否かについては、常に論争的となってきた²⁹⁾。

2. カリフォルニア州における非合法移民学生の進学率を上げる取り組み

1) AB 540成立以前の動向

これまで見てきたように、高等学校で優秀な成績を取めていながら、法的地位としては非合法移民学生であるために自分で学費を調達することが困難で、かつ多くの場合、労働者階級の両親からの金銭的支援が得られにくい学生たちにとり、高等教育に進学できるかどうかの鍵は授業料にかかっているといえる。

全米で最も非合法移民の数が多いとされるカリフォルニア州では、非合法移民学生が高等教育に進学するための法的な闘いにおいて、彼らの居住権の扱いが大きな争点となった。授業料の計算や州の奨学金支給を考える際、「カリフォルニアで育ったものの、『居住者』あるいは『非居住者』といった法的な移民上の地位がない人々を定義するための決断は、これらの若者をカリフォルニアの人として組み入れるのかあるいは排除するのかによって、州の境界の範囲を象徴的に決定するものであった³⁰⁾」。

AB 540が提案される以前の非合法移民に対する公立の高等教育機関での受け入れについては、表1に示す経緯があった。まず1974-1980年までは、カリフォルニア統一居住法 (the Uniform Residency Law of California) が施行され、長期に亘りカリフォルニアに滞在している住人は、例外としてカリフォルニアの公立カレッジと大学において居住者用授業料が適用されることになった。しかしその後同法は更新されず、1980-1986年にかけての約6年間、非合法移民学生はカリフォルニアの全ての公立カレッジおよび大学において非居住者用授業料の支払いを余儀なくされた。

1985年、カリフォルニア州アラメダ郡高等裁判所 (the Alameda County Superior Court) は、非合法移民学生は居住者用授業料の支払いに関して、カリフォルニアの住人とみなさなければならないとする判決を下した (Leticia A v. UC Regents and CSU Board of Trustees)³¹⁾。その際、1年と1日以上以上の居住要件を満たした学生は居住者用授業料が適用される資格があり、さらにカリフォルニア州から同州の高

表1 カリフォルニア州の公立高等教育機関における非合法移民に対する授業料適用の変遷

適用年	1974	1980	1986	1992	2002
	カリフォルニア統一居住法	居住者用の授業料適用外 (非居住者用授業料を適用)	Leticia A v. UC Regents and CSU Board of Trustees 判決	居住者用の授業料適用外 (非居住者用授業料を適用)	AB 540
法律などの適用期間	6年間	(6年間)	6年間	(10年間)	8年以上
	1974年 the Uniform Residency Law of California		1985年 Leticia A v. UC Regents and CSU Board of Trustees		
			1990年 Bradford v. UC Regents		2001年 Assembly Bill 540

□ 非居住者用授業料適用期間

■ 居住者用授業料適用期間

出典：UCLA Center for Labor Research and Education, *Underground Undergrads: UCLA Undocumented Immigrant Students Speak Out* (Los Angeles: UCLA Center for Labor Research and Education, 2008), pp.2-4より執筆者が作成したもの。

等教育機関に通う学生に対して支払われる返済不要の奨学金カル・グラウト（Cal Grants）を申請する資格が与えられるというものであった。ただし理想的とも思えたこの方針は、長く継続することはなかった。折しもカリフォルニア経済が悪化していた1990年に、ロサンジェルス郡高等裁判所（the Los Angeles County Superior Court）は、1985年のアラメダ郡での判決を事実上覆す決定を行なった（Bradford v. UC Regents）。そのため、非合法移民学生は再び非居住者用授業料の支払いを余儀なくされ、加えて、全ての州政府による財政支援を受け取る資格をも失うことになった³²⁾。

カリフォルニア経済が回復しない状況の中、その後も非合法移民子弟の教育を脅かす事態が続いた。1994年に州民に審議された住民提案187号（Proposition 187）には、「州財政を救うため」に非合法移民の子供たちが大学を含む公教育を受ける資格を否定することが盛り込まれ、「不法移民の疑いのあるものについて州司法長官とINSに報告することを要請³³⁾」した。この提案ではINSの見積もりに基づき、当時カリフォルニアの公立学校（K-12）に通う530万人の子供たちのうちの30万人が非合法移民であるとの数字を出し、公立学校から全ての非合法移民を排除することにより、州は年間に12億ドル以上節約できるとした。同提案は1994年11月に投票に付され賛成多数で可決したが、その後連邦裁判所で審議された結果、1995年11月、非合法移民に対する公的費用での教育、医療、社会福祉サービスを否定する部分を覆し、同時に移民政策は州ではなく連邦政府に付与された権限であるとしてその施行を無効とした³⁴⁾。

連邦レベルでは、クリントン（William Clinton）政権（1993-2001年）下の1996年に、不法移民改革移民責任法（the Illegal Immigration Reform and Immigrant Responsibility Act, 以下 IIRIRA）が制定された。同法の第505項では、各州が非合法移民学生に対して高等教育における便宜を図ることができるのは、ある基準を満たしたアメリカ国民もしくは住民に同じ利益が提供されるときに限られると規定された。これにより、州政府は非合法移民学生だけに利益を与える授業料の設定や奨学金の付与を禁止されることになり、後述する AB 540の成立に大きな影響を及ぼすなど、多くの州で連邦法との抵触を避けるための方策に苦心することになる。

以上のように、カリフォルニア州の高等教育に在籍する非合法移民に対する居住者用授業料の適用をめぐる政策は、この30年間にめまぐるしく変化してきたことがわかる。これは、取りも直さず、その政策を決定した当時の非合法移民に対する社会の風当たりの強さを反映していると考えられる。労働者階級の両親を持ち、両親が高等教育への進学を期待することの少ないラティーノの子供たちが、大学進学を果たすことは容易ではない。ましてや、母語が英語ではない非合法移民の場合、二言語教育が事実上廃止された学校に適合できずに退学する者や、学校教育は中学卒業程度で十分であるとするたとえばメキシコ出身の両親らの考え、そして何よりも進学にかかる費用の工面と家計を支援できないことへの葛藤などが大きな障害となっている。多くのラティーノの子弟たちにとり、高等教育への進学は金銭面での大きな負担に加え、そこに意義を見出すきっかけを持たないまま学校教育を終える者がいることも事実である³⁵⁾。

2) AB 540の成立経緯

2010年8月現在施行されている AB 540が成立できた背景には、1990年代に「移民叩き提案」とみなされた3つの住民提案187号（1994年）、209号（1996年）、そして227号（1998年）の提起及び可決に対し、これまで政治に関心を寄せてこなかった移民たち自身が意識を変化させたことが大きく影響している³⁶⁾。すなわち、これらの住民提案により移民への風当たりが強くなったことで移民たち自身が団結し、有権者登録を行なって選挙に参加するなど、何かしらの行動を起こす必要性に迫られたのである。

イリノイ大学スプリングフィールド校（University of Illinois at Springfield）で社会学、人類学、女性

研究を専門としているセイフ (Hinda Seif) 助教は、ラティーノの州議会議員とロサンジェルスにおけるラティーノの移民およびその子弟たちによる活動が、AB 540の成立につながったとの見方を示している。セイフ助教はAB 540成立までの闘争が、年齢や移民の地位により投票資格のない多くの若者たちに、20世紀におけるラティーノ政治の重要性に目を向けさせることになったと指摘する³⁷⁾。「両親と比較し、非合法移民の子供はアメリカで正式な公立学校教育を受ける資格を有しており、ラティーノの若者の中には高度な正規の教育とリテラシーを身につけ、よりアメリカ政治に参加する傾向にある者もいる³⁸⁾。このような「アメリカ国民、あるいは英語を話者として、移民の子供たちは大人の仲介者や通訳となることに慣れている。ある者は、そうした技術を政治行動に従事するために使っている」³⁹⁾。

多くが労働者階級出身のラティーノたちにとって、高等教育への進学や学位の取得は、カリフォルニアの議会政治に影響のある地位を獲得する上で欠かせない過程である⁴⁰⁾。とりわけ高等教育に進学する非合法移民を増加させるための格闘は、ロサンジェルスに本部を置く34名の若者から成るグループ「ゲット・スマート! (Get Smart!)」や非政府組織 (non-governmental organization, 以下 NGO) が、メキシコのティファナ出身で民主党のファイヤバーグ (Marco Antonio Firebaugh) 州議会下院議員に働き掛け、同時にカリフォルニア・ラティーノ議会幹部会 (the California Latino Legislative Caucus, 以下 CLLC) が後押ししたことにより AB 540として成立させた⁴¹⁾。

実はカリフォルニア州議会において、非合法移民学生に対し居住者用の授業料を適用させるための法案が整ったのは、2000年9月29日のことであった。ところがこの下院法案第1197号 (AB 1197) に対して、当時の民主党デーヴィス (Gray Davis) 知事 (1999-2003年) は、同法が1996年の連邦法 IIRIRA 第3編第1623項と抵触しており、もしこれを実行するならば「全ての合法的な非居住者に対して居住者用授業料を認めなければならず、2000年秋学期のカリフォルニア大学およびカリフォルニア州立大学のデータに基づいて試算したところ、そのためには州が6370万ドルを超える補助金を出さなければならない。州の優先事項と基金は、現在と過去のカリフォルニアにおける合法的な住人の高等教育を達成することに焦点を当てなければならない」として拒否権を発動した⁴²⁾。

これに対しファイヤバーグ議員は、その対象をカリフォルニアの高校に3年以上在籍し、高校を卒業した生徒に限定することなどを要件とした同法の修正案を提案した。同議員は非合法移民の「生徒たちはカリフォルニアで育った人々 (Californian) であり、最終的には社会にとって生産的な構成員になるために彼らに教育の機会が与えられるべきである」こと、「同提案により、5800-7450人の生徒が恩恵を受けることになり、彼らの多くが、親戚に州の財源である税金を支払っている合法移民もしくはアメリカ国民を持つ家族の出である」と主張した⁴³⁾。さらにラティーノから成る NGO の助言の下で、4人の非合法移民学生が州議会の公聴会で AB 540成立に向けて演説した⁴⁴⁾。こうした動きに押され、デーヴィス知事は先の態度を翻し、2001年10月12日、下院法案第540号に署名し⁴⁵⁾、2002年1月1日からカリフォルニア州教育法第68130.5号として施行されることになった⁴⁶⁾。

同法同号 a 項に掲げられた基準とは、第1にカリフォルニアの高校に3年間以上通っていたこと、第2にカリフォルニアの高校を卒業もしくは同等の基準を満たしていること、第3に2001-2002年の秋学期以降にカリフォルニアの高等教育機関に学生として入学もしくは在籍登録していること、そして第4に合法的な移民ではない場合は、高等教育機関に対して、その学生が移民の地位を合法化するための志願を行なうか、もしくはそうすることが可能となった場合にできる限り早く志願するとした宣誓供述書 (an affidavit)⁴⁷⁾ を提出することの4点である。

AB 540は、非合法移民子弟の進学を支援することに主眼を置いたものであるが、州法として成立することができたのは、前述の IIRIRA の規定に抵触しないよう、この範疇に一定要件を満たしたアメリカ国民、合法移民らを含めたことによる。また州教育法68130.5号 d 項に明記されているように、学生

から得られた情報は保護されることになっている。これは1974年の連邦法である家族教育権とプライバシー法 (the Family Education Rights and Privacy Act, 以下 FERPA) に基づくもので、国土安全保障省の傘下であり非合法移民を拘束する権限を持つ ICE といえども、こうした情報を閲覧することはできないことになっている⁴⁸⁾。

以上のように同法は、全ての資格を満たした学生に居住者用の授業料を認めるものであるが、非合法移民学生にとっては授業料の軽減に過ぎず、大学当局から正規の大学生として入学許可が下りた後も、依然として非合法移民としての地位を変えることはできない。彼らは連邦機関などから連行されることを恐れ、日常生活を送る上でも研究調査をする上でも、容易に外出さえできないといった不安定な精神状況にある⁴⁹⁾。加えて、アメリカでは大勢の学生がキャンパス内で働いているが、非合法移民学生はキャンパスをはじめ、その他の仕事にも何一つ合法的には就けないばかりか、州や連邦政府が提供する各種奨学金の申請もできないのである⁵⁰⁾。

そのため州議会においては、その後もたびたび非合法移民学生を高等教育に進学させるための努力がなされてきた。たとえば2003年には、民主党エスクティア (Martha M. Escutia) 州議会上院議員 (1998-2006年、ロサンジェルスを中心とする第30上院選挙区選出) は、コミュニティ・カレッジにおいて非合法移民学生を対象とした財政支援を志願するのに必要な連邦政府の手続きを確立するよう求める上院法案第328号を提案したが、これに対してデーヴィス知事は拒否権を発動した。その理由として知事は、カリフォルニアのカレッジや大学に通う非居住者の学生と同じ費用を支払う条件を削除した AB 540によって、「多くの場合、大学に支払う費用が50パーセント減額され、これにより助けるに値する移民の学生たちは我々の経済に生産的に貢献できるための質の良い教育を受ける機会を得ることになる」と評価する一方で、「将来経済が回復したあかつきには、知事と州議会がこうした助けるに値する移民学生に対して財政支援を提供するために真剣に考えるよう勧告するであろう」が、「残念ながら現在の経済状況ではそれを認めることはできない」とした⁵¹⁾。

近年、外国生まれの住人が全米で最も多いカリフォルニア政治を考える上で、移民問題は常に政治家の関心事となってきた。住民提案187号において顕著であったように、特に景気が悪化した際に共和党の政治家は愛国心をかき立て、外国人あるいは移民叩きをすることにより、移民問題を票集めに必要な格好の材料と位置づけている場合が少なくない。2010年6月8日の予備選挙における共和党の州知事候補者選定に向けても、まさしく非合法の AB 540学生がスケープ・ゴートにされた。そこでは、ライバルの候補者がいずれも「不法移民」学生を財政上の負担であるとして取り上げ、AB 540の廃止を目論んだ⁵²⁾。このように AB 540が州法である限り、非合法移民学生は、訴訟だけではなく州政治によっても容易に翻弄される可能性があるのである。

3) 居住者用授業料適用による影響

これまで見てきたように、2002年から施行された AB 540により AB 540学生として認められた場合、彼らは非居住者に課される「非居住者用授業料」が減額され、居住者と同額の費用を支払うことが認められている⁵³⁾。同措置により「以前はコミュニティ・カレッジへの進学さえ検討することができなかった生徒たちにとって、高等教育が手の届く範囲にまで引き寄せられた」とされる⁵⁴⁾。

さて、ここで改めて AB 540学生の実態を、カリフォルニア大学 (University of California, 以下 UC) を例に明らかにしておく。第1に、AB 540学生の全てが非合法移民ではない。AB 540施行後、AB 540学生の大半は一貫して他州もしくは他国の居住者であったアメリカ国民、永住居住者、ビザ取得見込み者といった人々で占められている⁵⁵⁾。第2に、2006-2007年度に AB 540学生として登録した割合が最も多かったのはアジア系であり、ラティーノではない⁵⁶⁾。アジア系は、合法的な書類を有する学生 (59

パーセント) とその他の人々 (73パーセント) の割合でも多数を占めている。このように AB 540は、高等教育機関に所属するラティーノだけでなく、全ての学生、とりわけアジア系の学生を支援していることがわかる。そして第3に、AB 540の学生でかつ非合法移民である割合は、ラティーノが最も多い。非合法移民 AB 540学生の中でラティーノ学生が占める割合は52パーセント、アジア系は41パーセント、白人は4パーセント、その他が3パーセント、アフリカ系が1パーセントとなっている⁵⁷⁾。

ラティーノの学生が高等教育に進学することを決意するには、家庭環境上、多くの壁がある。彼らにとり、両親など家族の中で高等教育に進学した者は非常に少ない。そのため、高等教育への進学に価値観を見出す両親もあまり見られない。実際に、カリフォルニア大学ロサンゼルス校 (University of California at Los Angeles, 以下 UCLA) に進学したラティーノ学生の多くが、もし自分がスクール・カウンセラーに出会わなければ進学することはなかったであろうとさえ話す⁵⁸⁾。こうした「カリスマ性のあるカウンセラー (a charismatic counselor)⁵⁹⁾」との出会いが、高等教育への進学、すなわち社会的な成功を取めるための切符を手に入れる動機となっており、彼らにとってはこれを裏打ちする資金的な支援があれば、高等教育を受けて社会で活躍する人材になりたいという意欲を持つことができるのである。

2002年以降 UC に在籍し AB 540 が適用された学部学生のデータが、同大学学長室から公表されている (表2 参照)⁶⁰⁾。それによると、一定の要件を満たして居住者用の授業料が認められた学生のうち、合法的書類を持つ学生 (Documented) の割合は、制度開始から5年間を通してさほど大きな変化は見られない。一方、非合法移民の学生 (Undocumented) は1年後には1.5倍に、2年後には2倍以上に増えている。このように、同制度が徐々に浸透するに連れて、非合法移民学生の入学希望者が増加したが、同時に3年目以降はほぼ横ばいとなり、急激な変化は見られていない⁶¹⁾。

表2 UC システムに在籍する AB 540 が適用された学部学生の推移 (単位: パーセント)

	2002-03年	2003-04年	2004-05年	2005-06年	2006-07年
合法的書類を持つ学生	69	64	61	65	64
非合法移民学生	16	21	35	32	34
その他	15	15	5	2	2

出典: University of California Office of the President, Student Financial Support 2008, "Annual Report on AB 540 Tuition Exemptions 2006-07 Academic Year," available from www.ucop.edu/sas/sfs/docs/ab540_annualrpt_2008.pdf; accessed September 3, 2009).

カリフォルニア州同様、非合法移民学生に居住者用授業料を適用したテキサス州では、下院法案第1403号 (House Bill 1403) 施行後、高校を卒業した外国生まれの非市民 (Foreign-Born Non-Citizen, 以下 FBNC) ラティーノの高等教育における在籍者数が、南西部に比べ4.84倍に増加し、全米レベルでは同法施行前と比較して1.5倍に増加したとするデータがある⁶²⁾。テキサス州の高等教育機関に非合法移民学生を含む FBNC ラティーノが著しく増えたのは、同州では彼らに州の財政支援を受ける資格を付与したことが大きな理由として考えられる。以上のことから、高等教育を目指す非合法移民の若者にとって、学費が非居住者と比べて約3分の1に抑えられる居住者用授業料の適用と財政支援を認める法律の影響は非常に大きいと考えられる。

ところで2006年にカリフォルニア州の高校では、17人の総代 (Valedictorians) が非合法移民の生徒たちであった⁶³⁾。彼らの中には高等教育へ進学することを希望しながらも、経済的な理由で断念した学生がいたことは確かである。景気の悪化、特に2008年以降の世界的規模での不況の影響により、州財政に大きな打撃が加えられると、州政府はその矛先を教育にも向け、州立の高等教育機関は授業料の値上げやクラス数の変更、教員解雇、図書館の開館時間の短縮などを余儀なくされ、さらには非居住者用

授業料適用者の入学割合を増加させているところもある。とりわけ AB 540学生にとって、授業料の値上げは致命的になりかねない。一般の高卒者でさえも4年制の大学をあきらめて、より授業料の安いコミュニティ・カレッジへの進学を考える傾向にある⁶⁴⁾。

3. AB 540施行後の現実と「ドリーム・アクト」

AB 540学生の多くは、教室では最前列に座り、授業ではたびたび挙手をして自分の考えを述べる。授業の課題や試験と向き合うため、授業後から深夜もしくは翌日早朝まで図書館にこもり、徹夜で真剣に勉強している⁶⁵⁾。しかし悲願の州法が制定されたのちも、非合法移民学生の心理的恐怖や経済的苦悩は続いている。たとえば UCLA に在籍するためには、授業料のほかにも、各学期開始以前に登録費や施設使用料、学生組合費を含むすべての諸費用を納入しなければならない。居住者用の授業料の適用が認められた非合法移民 AB 540学生であっても、学生生活を送る上で必要な費用を捻出することは並大抵ではない。

実際のところ、彼らの家族の多くは大学から遠距離に住んでおり、通学に片道2時間をかけている者もあれば、下宿をせざるを得ない学生もいる。したがって、彼らは大学に支払う学費以外にも家賃や光熱費、食費、交通費といった生活費、さらには複数の教科書やコースリーダーの費用などの支払いがあるために、生活費はできる限り切り詰めている場合が多い。ある学生は、夏期休暇中に片道2時間かかる日雇いの仕事に出かけ、秋学期の授業料納入までに何とか生活費を含めた資金を自分で工面しようと必死になって働く。彼らにとって「夏休み」は資金を稼ぐ絶好の機会であるが、その仕事は前述のようにきわめて限定されており、必要な金額が稼げなかった場合には次の学期は休学して労働を続け、その次の学期に備えることになる。このような学生にとって、最短期間で卒業することは非常に難しい。

執筆者は、2009年度に幾多の困難を乗り越えて大学院への入学を果たした「ナンシー」にインタビューをした⁶⁶⁾。シングル・マザーに育てられた彼女は、高校在学中に友人から AB 540の制度を教えてもらい進学を決意した。当初はコミュニティ・カレッジに進学し、3つの仕事を掛け持ちしながら生活をつないでいた。しかし、そこは3万人もの学生を擁する巨大なカレッジで、彼女は授業が終了するとすぐにキャンパスを去り、全くと言ってよいほど学内の活動には携わらなかった。それから2年後に UCLA へ編入したが、彼女にとっては、多くの教員や友人が非合法移民学生に理解を示していることが救いとなり、こうした人々の影響もあって、次第に大学での活動に積極的に係るようになった。ただし、AB 540は彼女の居住者としての地位を保証するものではないことから、依然として国外追放になる恐怖からは常に逃れられない生活を送っている。

ナンシーとのインタビューに代表されるように、非合法移民学生にとり、連邦政府による「ドリーム・アクト」が制定されない限り、第1に在学中の身分すら保証されておらず、常に連行されるのではないかという不安を持っていること（そのため外出、特に州外に出ることをためらう学生もいる）、第2に非合法移民であるためにキャンパスを含めて正規の労働には一切就けないこと、第3に州および連邦などの公的な奨学金の申請資格がないこと、第4に AB 540が州法であることから、いつ居住者用授業料が不適用になるかわからないという不安定さがあること、第5にそれでも在学中は AB 540学生として迎え入れられているが、卒業して学位を得たとしても、州および連邦政府の仕事は無論、合法的に働くことすらできず、再び非合法移民としての生活が待っていることなどを知った。以上のことから、ナンシーをはじめ高等教育機関に辿り着いたほぼすべての非合法移民学生が、連邦法の成立を心待ちにしていることがわかった。

ところで、こうした非合法移民学生に対する障壁を除去あるいは緩和するために、大学レベル、連邦

政府レベル、そして州政府レベルでは、現在までにどのような取り組みを行なってきたのであろうか。彼らにとって幸運なことは、現在 UC などでは学内外に対して非合法移民を差別しないよう適宜働き掛けていることである。たとえば2008年9月15日、AB 540はカリフォルニア第3地区上訴裁判所 (the Third District California Appellate Court) において、居住権と関係がなく、カリフォルニアの高校に通学していることと高校の卒業証書を受け取ることが条件となっていることの合法性が問われ (Martinez v. UC Regents), 2009年1月5日には同州最高裁が非合法移民に居住者用授業料を認めている州法の見直しを検討する決定をした。この件に関して『ロサンジェルス・タイムズ』紙が掲げた記事に対し、2009年1月12日に UCLA のブロック (Gene D. Block) 学長は、編集者への公開書簡という形をとり、高等教育機関で学ぶ非合法移民学生への差別をしないよう要請した⁶⁷⁾。

さらに UC をはじめ幾つかの大学には、非合法移民学生による自治組織があり、彼らの中にはそうした組織を心の拠り所としている学生もいる。その組織名称や活動内容はキャンパス毎に異なるが、たとえば非合法移民学生が他校と比べて相対的に多い UCLA では、IDEAS (Improving Dreams Equality Access and Success) という名称が使用され、週に1度有志が集まり情報交換を行なっている。

また UCLA では、チカノ・リサーチ・センター (Chicano Research Center) や教育情報研究科大学院 (Graduate School of Education and Information Studies) が主催となったラティーナ・ラティーノ教育サミットや、IDEAS や UCLA レイバー・センター、MALDEF (the Mexican American Legal Defense and Education Fund)⁶⁸⁾、アジア・太平洋系連合 (the Asian Pacific Coalition) などが主催する連邦レベルの「ドリーム・アクト」に関するキャンパス・コミュニティー・ヒヤリングのなかで、非合法移民学生の実情についてより多くの人々に周知しようと試みている。これらには大学および大学院に通う非合法移民学生自身が壇上に上がって参加し、自らの置かれている境遇を訴え出ることもあった⁶⁹⁾。

以上のことを勘案すると、非合法移民学生の法的地位を確保し、彼らが自らの努力で学生生活を切り開くための労働許可および公的奨学金の申請資格を得るためには、連邦レベルの「ドリーム・アクト」の存在が不可欠となってくることがわかる。では、はたして連邦レベルではこれまでに非合法移民学生に対して、どのような取り組みが行なわれてきたのであろうか。連邦議会では、2001年の第107連邦議会に下院決議第1918号 (House Resolution 1918) および上院決議第1291号 (Senate Resolution 1291) が各院に提出されて以降、これまでに上下両院とも「ドリーム・アクト」(2001年当時は、この呼称は使用されていなかった) が提出され、非合法移民学生の待遇を改善するための検討がなされてきたが、実際には成立していない。2007年10月24日には上院決議第2205号 (S. 2205) が審議されたが、このときには60名の議員の賛成票が必要なところ、52対44という8票差で否決された⁷⁰⁾。

オバマ政権に変わり、2009年3月26日にアメリカ上下両院に同時に提出された「ドリーム・アクト」は、1996年の IIRIRA を改正するための法案であり、連邦議会上院ではイリノイ州選出の民主党ダービン (Dick Durbin) ら23名が、下院ではカリフォルニア州選出の民主党バーマン (Howard Berman) ら80名の議員が共同提案者になっている⁷¹⁾。この法案で対象となるのは、第1に16歳以前にアメリカにやって来たことが証明でき、第2にアメリカに来てから少なくとも5年間継続してアメリカに居住していることが証明でき、第3に法案施行時に12-35歳であり、第4にアメリカの高校を卒業したか GED (General Equivalency Diploma) を保有し、そして第5に道徳上の問題がない (good moral character)⁷²⁾ 学生である。同法案では、学生はまず6年間の時限的な居住権を獲得でき、その間に財政支援の受給資格が付与され、アメリカの高等教育機関から学位を取得するか、少なくとも2年間軍隊へ入隊することにより、永住居住権を獲得する道が開けるとされているが、2010年8月現在、継続審議中となっている。

一方で、AB 540の矛盾を解消するために成立が模索されているのが、カリフォルニア版の「ドリーム・アクト」である。同法は、連邦議会では遅々として進まない「ドリーム・アクト」への対抗策として

出され、非合法移民に対する州の奨学金に応募することを可能にするものである。アメリカ国民と非合法 AB 540 学生に、連邦レベルの奨学金 FAFSA (the Federal Application for Student Aid) を使用することなしに、カリフォルニアの公立大学において財政的支援に志願することを認めようとする州議会による提案である。たとえば2008年2月20日に民主党のセディージョ (Gilbert Cedillo) 州議会上院議員 (第22上院選挙区選出) によって提出された上院法案1301号 (Senate Bill 1301) は、州教育法第66021.6号に学生への財政的支援を付け加えようとするものであった。具体的には、カリフォルニア大学の奨学金 (UC Grant)、カリフォルニア州立大学の奨学金 (State University Grant)、各種奨学金、ワーク・スタディ、各種ローン・プログラムへの応募を可能にするものである⁷³⁾。

しかし、同種の法案はたとえば2006年8月24日にもセディージョ州議会上院議員が修正案を出すなど⁷⁴⁾、2003年に初めて上程されて以降今日まで数回にわたり上程されているが、州議会は通過するものたびたび州知事が拒否権を行使し、いまだに成立していない。そして何よりも州レベルの「ドリーム・アクト」では、彼らの法的地位を改善することはできないのである。

4. 結び

カリフォルニア州下院法案第540号は、非合法移民に居住者用授業料の適用を認めたものであり、授業料の値下げによって彼らを高等教育に押し上げる上で貴重な第一歩となったことに間違いはない。ただし多くの非合法移民学生が言うように、現実的にはこれは「ステップであり、ゴールではない」、「未完成なもの」、「ドアは開かれているが、そのドアはかろうじてすり抜けられる程度にしか開かれていない」といった状況である。なぜならば、彼らの移民としての地位を規定するのは連邦政府であり、州にはその権限がないからである。そのため、「非合法移民学生を支援しようとする州の取り組みは、連邦法なしでは、わずかに一時的な救済を提供することにしかならない⁷⁵⁾」のである。

現行法の AB 540 の矛盾は、以下の点に見出せる。第1に、非合法移民学生は、州や大学理事会から正規に入学許可を受けたにもかかわらず、同法が移民の地位の変更や居住権を保証したものでないため、大学入学後も非合法移民として拘留や国外追放の対象になり続けている。大学は FERPA によって学生から得た情報を ICE から保護することになっているが、それでもなお、こうした日常的な恐怖と隣り合わせであることによる心理的負担は非常に大きい。

第2に、彼らにはアメリカでの法的地位を示す書類がないことから、大学生でありながら国境や時には州境を超えあるいは州内においても、自由に往来して研究調査や旅行をすることができない。他国の言語や政治、社会、経済、文化事情を学んでいる者が、現地に行くことがかなわない状況にある。

第3に、彼らの連邦法上の地位は依然として非合法移民であるため、州および連邦政府の奨学金についての受給資格がない上、ローンも組めず、学内外における正規の労働も認められず、学費や生活費を稼ぐ術が開かれていない。現実には彼らの多くが学生生活に必要な諸費用を稼ぐ上で非常に苦勞しており、学費は何とか工面しても教科書を購入することができず、課題をこなすのに苦勞している場面なども見てきた。大学に通いながら苦勞して探した低賃金のアルバイトを掛け持ちしている学生も居るが、日雇いの仕事をしながら生活をつないでいる学生もいる。大学入学を果たした後も合法的に働くことができない彼らが、労働に見合う賃金を稼ぎ、豊かな大学生活を送ることは困難である。特に非合法移民の雇用者に対する取締りが厳しくなっている近年、多くの職場で身分証明書 (学生証では通用しないことが多い) やソーシャル・セキュリティ・ナンバーの確認が必要となり、正規の労働許可証や住人としての ID を持っていない場合は、職場を探すこと自体が難しくなっている。

第4に、学位を得て卒業したとしても、移民の地位を変更することはできない。大学院に進学し修士

号を取ることは可能であるが、ロースクールやメディカル・スクールで所定の単位をとっても、ソーシャル・セキュリティ・ナンバーがなく、法的地位に問題があるために、連邦および各州の資格を取得することさえできない。

AB 540は居住者用授業料の適用を認めるものであるが、社会経済上の地位が高くない多くの移民、とりわけ非合法移民にとって、この費用ですら自分で捻出することが難しい状況にあることを政治指導者たちは十分理解する必要がある。さらに、AB 540の資格をあと少しのところまで満たせない学生、たとえばカリフォルニアの高校への通学期間が2年半の場合には同法は適用されない。優秀な学生であっても依然として高等教育への道のりは遠く、進学を断念もしくははやむなくより学費の安いコミュニティ・カレッジからスタートしている現実や、学費を工面しながら授業に出ることで卒業までの年限が延び、あるいは勉学に集中できないことによるマイナス面も憂慮されるべきである。

ワシントン大学社会福祉学部で移民の適応やラティーノの家族とコミュニティを専門とするゴンザレス (Roberto G. Gonzales) 助教は、労働移民の増加につれて非合法家族がここ20年間に660万人にまで膨れ上がり、彼らの定住の結果、市民権による保護も特権もないままアメリカで育った子供たちが増加してきていると指摘する。また、アメリカ経済の必要性を満たすために、着実に大規模なラティーノ低賃金労働者が創出されてきたにもかかわらず、経済と移民政策に矛盾があったとしている⁷⁶⁾。

このように、まさしく「非合法移民子弟の運命は、非合法の両親と大いに結びついている⁷⁷⁾」のであるが、執筆者の知る限り、非合法移民学生たちは自分を育てるために犠牲を払ってきた親に対し深く感謝しており、また尊敬もしている。そして、いつか苦勞してきた親に楽をさせてあげたいという気持ちを強く持っている。しかし、高等教育を受ける機会を得られないままでは、非合法移民子弟の運命は一生下層階級に固定化されてしまう可能性が高い。また州法による居住者用授業料の規定では、いつその方針が逆戻りし、支払能力を超えた学費が課されて退学を余儀なくされるかもしれないといった不安がある。したがって、少なくとも卒業後にアメリカ社会に貢献する意欲を持つ優秀な学生には、連邦および州政府をはじめとした各種奨学金の申請資格を付与し、またその能力を学問に専念させるためにも身分の安全を確保し、拘束される恐怖から解放することによって精神的な負担を軽減させる必要がある。クレアモント大学院大学 (Clermont Graduate University) で教育学を専門とするペレス (William Perez) 教授は、「非合法移民学生とその家族は実質的にアメリカ社会の構成員であり、法的地位を授けられるべきである。現行の移民法では、非合法移民学生とその家族が我々の社会制度やコミュニティの繁栄と存続に貢献し得るという認識が欠落している⁷⁸⁾」と結論付けている。

残念ながら、現在ラティーノは全てのエスニック・グループの中で、最も高校における中途退学率が高く、高等教育における在籍率は最も低い。しかも、その多くが貧困層レベルかそれ以下で生活をしている。2000年の国勢調査によると、カリフォルニア州の人口の32.4パーセントが「ヒスパニックもしくはラティーノ (人種を問わない)」であり、ロサンジェルス郡ではその割合は44.6パーセントに上る⁷⁹⁾。2006年に実施された調査では、ラティーノの有権者、特に若年層の有権者が着実に増加していることがわかっている。彼らのうち、19歳以下に属する人々は37パーセントに上る⁸⁰⁾。人口調査の専門家は、カリフォルニアで最大の合法移民であるラティーノのうち、3人に2人が12歳から17歳の移民家族の子供たちであること、有権者の予備軍たちは移民の融合を促進する政策に同調するであろうと指摘する⁸¹⁾。もはや「ある若い移民を『不法者』とみなすことは、ラティーノの政治や市民権に対する危機をもたらす⁸²⁾」ことになるであろう。

現在、多くの非合法移民学生はその存在を隠して学生生活を送っているのではなく、自分のためそして次世代のアメリカ社会の担い手のために、積極的な活動を試みている。「こうした学生は正式には国家という枠組みから除外されているが、州議会議員や若者たちは、彼らをラティーノの家族やコミュニ

ティの一員であり、カリフォルニアの人、人間であると主張する⁸³⁾」。

現職のオバマ大統領は、就任前からカリフォルニア州版の「ドリーム・アクト」を支持しており、連邦政府においても移民問題の中でまず「ドリーム・アクト」を成立させることに意欲を見せている。オバマ政権に入った2009年8月20日、連邦政府ではようやく包括的移民改革法の審議がスタートしたが、それ以降、2010年8月末日現在、「ドリーム・アクト」についての具体的な進展はみられていない。「世界大恐慌以来の経済危機」あるいは「100年に一度の世界恐慌」と言われる厳しい経済状況にある今であるからこそ、同法の制定を後回しにすることなく、次世代のアメリカ社会を見据えた行動が求められる。アメリカの社会システムの中で育ち、自分の将来を自らの手で変えようと努力する非合法移民学生たちの夢と希望が、すべて連邦政府による「ドリーム・アクト」にかかっている。

(注) なお、本稿は2008年度国外研究「ラティノに対する政治問題としての言語政策」における研究成果の一部である。

注

- 1) 2002年1月25日、ブッシュ大統領は「アメリカの国境を確保するための概況報告 (Securing America's Borders Fact Sheet)」のなかで、「アメリカは、合衆国とその領土をテロリストによる攻撃、不法移民、違法薬物、その他の密輸の脅威から保護」する国境管理制度を必要としているとし、テロリストと不法移民を同様に扱った (U.S. Department of Homeland Security, available from http://www.dhs.gov/xnews/releases/press_release_0052.shtm; accessed March 30, 2010)。
- 2) ブッシュ大統領の要請により、2003年3月に司法省 (Department of Justice) 下の INS (Immigration and Naturalization Services, 移民帰化局) は廃止され、移民を取り締まる権限は新たに創設された国土安全保障省内の ICE (Immigration and Customs Enforcement) に移行された。ブッシュ大統領は、ICE による作戦強化 (たとえば2006年5月に開始された「送り主への返還作戦 (Operation Return to Sender)」など) のために人員を増加させ、国内での取り締まりを強化した。多くの場合、捜索令状もない違法な強制捜査が行なわれ、非合法移民の両親とアメリカ国籍を有する子供たちの家族が引き離され、移民の両親や子供を犯罪人に仕立てるようになった。連邦当局は暴力犯罪歴のある不法移民を発見し、立ち退かせることを優先させているとしているが、近年の「エスカレートした取締りによって、何十万もの移民が非暴力犯罪によって国外追放になっている」 (Alejandra Rincón, *Undocumented Immigrants and Higher Education: Sí Se Puede!* New York: LFB Scholarly Publishing LLC, 2008, pp.17-19; Andrew Becker and Anna Gorman, "Many immigrants deported for nonviolent crimes," *The Los Angeles Times*, April 15, 2009; available from <http://www.latimes.com/news/nationworld/nation/la-na-deportees15-2009apr15,0,513268.story>; accessed March 30, 2010)。
- 3) 2007年10月10日、4日後に署名期限を迎えるカリフォルニア州版の「ドリーム・アクト」に対し、当時イリノイ州選出連邦上院議員であったオバマ氏は、シュワルツェネッガー (Arnold Schwarzenegger) カリフォルニア州知事が拒否権を発動しないことを望むと述べた。さらにカリフォルニア州での予備選挙を前にオバマ氏は、「移民問題ですぐに実行することが重要であると考えるのは『ドリーム・アクト』を通過させることで、アメリカで成長した子供たちを、二つの階級の市民に分けるようなことにはしたくない」と述べた (Obama Endorses California's Dream Act, My Direct Democracy; available from <http://www.mydd.com/story/2007/10/10/222043/46>; accessed August 27, 2009; CNN, January 7, 2009; available from http://www.youtube.com/watch?v=_GwNV07siFA; accessed August 24, 2009)。
- 4) "Obama Supports DREAM Act on 'Piolin por la mañana'," May 27, 2009; available from <http://fairimmigration.wordpress.com/2009/05/27/obama-supports-dream-act-on-piolin-por-la-manana/>; accessed August 24, 2009. な

- お本稿において、ラティーノとは中南米出身でアメリカに居住する人々を指す言葉として使用することとする。
- 5) ここでいう高等教育とは、日本における高校卒業以降の教育課程を指す。カリフォルニア州には、カリフォルニア大学 (University of California, 以下 UC)、カリフォルニア州立大学 (California State University, 以下 CSU)、カリフォルニア・コミュニティ・カレッジ (California Community College, 以下 CCC) の3つの公立高等教育機関がある。なお、私立の場合は AB 540 の適用対象外であり、非合法移民は一般的に非居住者用の授業料を支払うことになっている。
 - 6) 現地では、カリフォルニア州教育法第68130.5号による規定内容を、通称では同法の前案であった AB 540 と呼んでおり、また本来 AB 540 students とは同法の適用者すべてを指すが、これも通称、同法適用者の一部に該当する非合法移民を指す場合が多い。彼らは、夢見る人 (Dreamers) と呼称される場合もある。
 - 7) 毎年全米で6万5000人の非合法移民子弟が高校を卒業しているが、一方で卒業以前に中途退学する生徒は1万5000人に上っている (Roberto G. Gonzales, "Left Out Not Shut Down: Political Activism and the Undocumented Student Movement," *Northwestern Journal of Law and Social Policy*, vol.3, Issue 2, Spring 2008, pp.221-222)。
 - 8) HR 2580; Public Law 89-236 (1965 Immigration and Nationality Act, the Hart-Cellar Act)。
 - 9) Nicholas De Genova, "The Legal Production of Mexican/Migrant 'Illegality,'" Suzanne Oboler ed., *Latinos and Citizenship: The Dilemma of Belonging* (New York: Palgrave Macmillan, 2006), p.72.
 - 10) David M. Reimers, *Unwelcome Strangers: American Identity and the Turn Against Immigration*, New York: Columbia University Press, 1998, p.26. アメリカでは一般的に法律を厳しくすればするほど渡航斡旋業者に渡る金額は跳ね上がり、高いリスクを犯してまで国境越えをしようとする人々が出るとされている。
 - 11) De Genova, "The Legal Production of Mexican/Migrant 'Illegality,'" p.73.
 - 12) 同法では初めて不法移民の雇用者を違法とする規定が盛り込まれたが、「雇用者に対する制裁の実効性がない、かなり寛大な恩恵となったことがわかった」(Reimers, *Unwelcome Stranger*, p.27)。
 - 13) Jeffrey F. Passel, A Portrait of Unauthorized Immigrants in the United, Pew Hispanic Center, April 14, 2009. 非合法移民の数は1990-2006年までは増加したが、2007年以降は減少傾向にある。なお、非合法移民数を推測することには議論の余地がある。なぜならば、不法移民の流れを停止させたいと考える人たちによって、通常その数を誇張するために高い方の数字が採用されるからである (Reimers, *Unwelcome Stranger*, p.28)。
 - 14) David E. Hayes-Bautista, *La Nueva California: Latinos in the Golden State* (Berkeley, Los Angeles and London: University of California Press, 2004), p.129.
 - 15) Ibid., p.130; Passel, A Portrait of Unauthorized Immigrants in the United, April 14, 2009.
 - 16) アメリカでは国籍の付与について属地主義を採用している。アメリカで出生した子供は両親の国籍や法的地位にかかわらず、たとえ親が非合法移民であっても、正式な手続きさえ経れば、アメリカ人としての市民権を得ることができる。
 - 17) 執筆者の友人である非合法移民学生から直接聞いた内容。なお本人の身分安全上、氏名を明かせないことをご了承願いたい。彼の母親はシングル・マザーであり、当時、二人の子供を抱えながら、メキシコで外資のキャンデー工場において包装を担当していたが、不景気のために解雇され仕事なくなり、アメリカ行きを決意した。
 - 18) Passel, A Portrait of Unauthorized Immigrants in the United, April 14, 2009. ピュー・ヒスパニック・センターでは、2008年にアメリカの教育システム (K-12) に在籍している子供の6.8パーセントが少なくとも両親のどちらかが非合法移民であり、全米50州のうちの5州では、その数が10パーセントを超えていると見積もった。
 - 19) Leo R. Chavez, *The Latino Threat: Constructing Immigrants, Citizens, and the Nation* (Stanford, California: Stanford University Press, 2008), p.48. 「出生による市民権付与の規定 (birthright citizenship provision) により、不法移民の親と市民権をもった子供、合法移民の親と市民権を持った子供という二つの明確で顕著なタイプの混在家族が生じた」(Michael Fix and Wendy Zimmermann, "All Under One Roof: Mixed Status Families in an Era of Reform,"

- International Migration Review*, 35:2, Summer 2001, p.404)。なお、ロサンジェルスに住む低所得の子供たちの5分の3は混在家族である (Ibid., p.402)。
- 20) たとえば非合法移民であるカルロス (Carlos) は、仕事のため留守がちであった母親への反発から、ストリートに出てドラッグの売りに係わるようになり、高校を中退した。一方彼の弟は、アメリカ生まれでCSUに進学して教員の資格を取り、教員の仕事を探している。カルロスは弟を激励し、自らも高卒の資格であるGED (General Equivalency Diploma) を獲得し、大学に進学したいと考えている (Chavez, *The Latino Threat*, pp.47-48)。また執筆者が知り合った非合法移民学生は、父親が不法就労のためペルーに強制送還になった際、アメリカ生まれの弟を通じてオバマ大統領に手紙を出し、カリフォルニア大学ロサンジェルス校 (University of California at Los Angeles, 以下UCLA) での集会においては弟を演壇に立たせ、家族を分断させないでほしいと訴えた。
- 21) Richard R. Valencia, *Chicano Students and the Courts: The Mexican American Legal Struggle for Educational Equality* (New York and London: New York University Press, 2008), p.243. プレナン判事は、このテキサス州法が与える影響について、国家と「犠牲者である無実の子供たち (the innocent children who are its victims)」(Ibid.) にとっての損失を考慮しなければならぬとの意見を書いた。
- 22) Carola Suárez-Orozco and Marcelo M. Suárez-Orozco, *Children of Immigration* (Cambridge, Massachusetts and London: Harvard University Press, 2001), pp.34-35.
- 23) Ibid., p.129.
- 24) 「多くの非合法移民とその両親は、彼らが出会う人物、特に警察官や教師、看護師といった公職にある人々が、彼らをINSに引き渡すのではないかと疑っている」(Ibid., p.35)。
- 25) UCLA Chicano Studies Research Center, *Latino Policy and Issues Brief*, no. 13, March 2006. 2000年の国勢調査における数字をもとに算出した同データによると、ラティーノの小学生100人のうち高卒者は46人、その後高等教育に進学した者は26人 (このうちコミュニティ・カレッジ17人、4年制大学9人)、学士号取得者は8人、修士・博士号取得者は2人であった。
- 26) Hinda Seif, “Wise Up! Undocumented Latino Youth, Mexican-American Legislators, and the Struggle for Higher Education Access,” Suzanne Oboler ed., *Latinos and Citizenship: The Dilemma of Belonging* (New York: Palgrave Macmillan, 2006), p.257. 実際に彼らの中には医療費の支払いが困難あるいは医療機関による受診拒否のため、病院にかかったことがない学生もあり、日常生活における健康面も心配される。
- 27) カリフォルニア州の場合、授業料 (Tuition Fee) はコミュニティ・カレッジ、カリフォルニア州立大学、カリフォルニア大学の順に高額となるが、たとえば2009年度秋学期 (クォーター制度) のカリフォルニア大学ロサンジェルス校においてAB 540が適用された非合法移民学部学生は、授業料や教育費 (Education Fee)、施設利用料などを含めて3114ドル88セントを支払うことになるのに対し、非居住者の場合は1万455ドル88セントを支払う必要がある (URSA Online; available from <https://www.ursa.ucla.edu/BAR/Account.asp>; accessed August 31, 2009)。
- 28) Stella M. Flores, *The Effect of In-State Tuition Policies on the College Enrollment of Undocumented Latino Students in Texas and the United States* (A Thesis Presented to the Faculty of the Graduate School of Education of Harvard University in Partial Fulfillment of the Requirements for the Degree of Doctor of Education, 2007), p.vi. 2009年4月現在、コロラド、コネチカット、ニュージャージー、ヴァージニアでその適用をめぐる検討がなされていた (UCLA Center for Labor Research and Education, *Underground Undergrads: UCLA Undocumented Immigrant Students Speak Out*, Los Angeles: UCLA Center for Labor Research and Education, 2008, p.7; “State Legislatures Cautiously Consider In-State Rates for Undocumented Students,” *Diverse: Issues in Higher Education*, April 2, 2009)。
- 29) Alene Russel, *In-State Tuition for Undocumented Immigrants: States’ Rights and Educational Opportunities* (A

- Higher Education Policy Brief, American Association of State Colleges and Universities, August 2007), pp.3-4。
- 30) Seif, “Wise Up!”, p.256.
- 31) この裁判で原告となった “the Leticia ‘A’ Network” とは、1985年にカリフォルニアで結成され、移民の学生や両親、高校教師やカウンセラー、コミュニティ、MALDEF のような公民権団体が支持者となり、移民の子供たちが高等教育のドアを開くことができるように法律を改正しようと活動を展開している (Rincón, *Undocumented Immigrants and Higher Education*, pp.110, 182)。
- 32) UCLA Center for Labor Research and Education (以下 UCLA Labor Center), *Underground Undergrads*, pp.2-3.
- 33) 賀川真理『カリフォルニア政治と「マイノリティ」—住民提案に見られる多民族社会の現状』(不磨書房, 2005年), 88ページ。
- 34) 同上, 118-122ページ。1991-1992年度において1人の学生にかかる学費の実費はUCで1万2168ドルとされ、居住者は3044ドル、非居住者は1万743ドルの授業料を支払っていた。1994年当時、カリフォルニアの公立大学は非合法移民学生に対して非居住者用の費用を課していた。同費用は学生の教育に必要な実費をやや下回る程度のもので、非合法移民学生を排除しても大きな節税にはならないが、同提案で頻りに身分確認を行ない、居住者用の授業料を支払っている非合法移民学生を発見し、彼らが排除されれば節約につながると考えられた。
- 35) 教育学を専門とする UCLA のガンダラ (Patricia Gándara) 教授とワシントン大学のコントララス (Frances Contreras) 准教授は、高等教育へ進学するかどうかは幼稚園以前の環境が左右しており、「両親の経済状況や、両親の学歴、子供たちが生まれ育った地域環境など全てが、子供たちがクラスに足を踏み入れるまでの彼らのやる気や入学準備をする上で、大きな影響力を持っている」と指摘する (Patricia Gándara and Frances Contreras, *The Latino Education Crisis: The Consequences of Failed Social Policies*, Cambridge, Massachusetts and London, England: Harvard University Press, 2009, p.250)。
- 36) 同住民提案の詳細は、拙著『カリフォルニア政治と「マイノリティ」』, 61-253ページを参照されたい。なお、ラティーノによる政治参加が増大した点については、拙稿「2008年カリフォルニア州における大統領予備選挙をめぐる一考察—民主党とラティーノの動向を中心として」『阪南論集・社会科学編』第45巻第1号 (阪南大学, 2009年10月), 181-182ページを参照されたい。
- 37) Seif, “Wise Up!” pp.247-248. 景気が回復しない中で移民に対する風当たりが強くなっていった1993年4月には、オークランドの学校で1000人を超す生徒らによるデモ行進が行なわれ、その後、住民提案187号への反対運動はサンフランシスコのベイエリアやカリフォルニアの農業地帯にも広がり、1994年には南カリフォルニアにある40校以上の中学校および高校に在籍する約1万5000人以上の生徒によるデモ行進が展開された (Ibid., p.259)。
- 38) Ibid., p.249.
- 39) Ibid.
- 40) Seif, “Wise Up!” pp.254-263. ファイヤバーグ議員自身、メキシコ出身の移民で、4歳で渡米した際は英語が全く話せなかったが、公立学校で教育を受け、アフターマティヴ・アクション (Affirmative Action) の恩恵を受けたことを誇りに思っていた。同議員は移民の権利として、高校を卒業した若者がカリフォルニアの大学に進学することを可能にするよう闘う必要があると考えていた。
- 41) ファイヤバーグ議員は1966年生まれ。ロサンジェルス以南東地区を地盤とする第50下院地区選出で、1998-2004年まで州議会下院議員を務め、最後の2年間は下院多数党の院内総務であり、CLLCの議長職を務めた。州議会では、主として若者の高等教育への進学率を上げるために尽力したが、2006年3月、州議会上院選に出馬していたキャンペーン中に肝臓病のため39歳の若さで亡くなった (Senator Jenny Oropeza, *Your voice in Sacramento*, “Vida En El Valle: Firebaugh, 39, succumbs to liver disease,” March 22, 2006)。
- 42) Gray Davis, To members of California Assembly; available from http://info.sen.ca.gov/pub/9-00/bill/asm/ab_1151-1200/ab_1197_vt_20000929.html; accessed September 6, 2009.

- 43) *The San Francisco Chronicle*, October 12, 2001, A24.
- 44) Seif, "Wise Up!" pp.261-262. このとき、州議会における強力なラティーノ議員の存在が、活動家としての非合法移民学生に安心感を与えたとされる。またこうした若者が実際に行動に出ることが、「不法外国人」に対する否定的で世間受けするステレオタイプへの挑戦である (Ibid.)。
- 45) 同法は2001年9月12日にカリフォルニア州議会上院を、同9月14日に下院を通過したものの。原案は2001年2月21日提出され、上下両院で4度の修正を経た法案である (Assembly Bill 540 ; available from http://www.maldef.org/ab540/pdf/AB_540.pdf; accessed December 11, 2008)。
- 46) California Education Code Section 68130.5; available from http://dist22.casen.govoffice.com/index.asp?Type=B_PR&SEC={618F..6F-AD33-4F47062FA1BD}&DE={F51BE828-4D37-4B02-8E037780AA1958C7}; accessed August 25, 2009)。
- 47) この宣誓供述書は大学と学生との間の契約であって、連邦政府に提出する書類ではない。非合法移民学生の多くは、既に大学入学以前から移民の地位を合法化するための志願を行なっているが、その手続きには時間や諸条件を要するため、実現できていない。
- 48) UCLA Labor Center, *Underground Undergrads*, p.6.
- 49) 近年、カリフォルニア州では州境や州内の各地で検問が行なわれ、市民、合法移民、非合法移民にかかわらず、ラティーノの学生が運転や同乗している車両は、しばしば呼び止められ、入念なチェックが行なわれるといった状況があるという (執筆者が、2008年に出席した UCLA での授業における複数のラティーノ学生の発言による)。これは非合法移民にラティーノが多いことから、外見上ステレオタイプの的に判断されていると考えられる。
- 50) AB 540が適用される学生が、州や連邦からの補助を受けられないとの規定は、州教育法には盛り込まれていない。ただし州議会下院の資料に拠れば、「財政的支援と費用の違い」と書かれた項目に、AB 540は連邦もしくは州の財政支援を提供するものではないと明記されている。さらに「それにもかかわらず、AB 540では非合法移民学生のカレッジや大学における授業料を減額するものである」と書き加えてある (AB 540 Fact Sheet, Educational Opportunity Programs; available from http://eop.ucsc.edu/gip/images/leticia_images/readings/facts_history/ab540_sheet.doc; accessed August 25, 2009)。
- 51) 同議員は、当時27議員からなる CLLC の初代女性議長であった。
- 52) "Illegal immigrants less than 1 percent of California college enrollment," *The Sacramento Bee*, April 1, 2010; available from <http://www.sacbee.com/2010/04/01/v-print/2648006/illegal-immigrants-less-than-1.html>; accessed April 5, 2010. 同紙に拠れば、共和党のスポークスマンであるヴァスケス (Ricardo Vasquez) 氏は、2007-2008年に UC の AB 540学生が非居住者用授業料の適用免除によりおよそ2600万ドルの「価値」を受け取り、これは54億ドルの UC に関する「中核的な」州予算の1パーセントの10分の5に上ると語った。
- 53) URSA Online; available from <https://www.ursa.ucla.edu/BAR/Account.asp>; accessed January 13, 2010.
- 54) Leisy Abrego, "Legitimacy, Social Identity, and the Mobilization of Law: The Effects of Assembly Bill 540 on Undocumented Students in California," *Law & Social Inquiry*, Vol.33, Issue 3, September 2008, American Bar Foundation, p.718.
- 55) たとえばカリフォルニアの高校を卒業後、他州に進学や仕事のために出て再度戻ってきた場合、従来は非居住者用の授業料が課されていた。
- 56) AB 540学生の内訳でアジア系の学生が多いのは、カリフォルニア州の3つの公立高等教育機関に通う18歳から24歳の学生のうち、アジア系が最も多い (36パーセント) ことを反映していると思われる。ちなみに、第2位以降はフィリピン系 (32.7パーセント)、太平洋諸島の人々 (25.8パーセント)、白人 (17パーセント)、アフリカ系 (14.4パーセント)、そして最下位のラティーノ (11.7パーセント) の順となっている。高等教育に進学したアジア系のうちの16.1パーセントが UC に在籍しているのに対し、白人の場合は3.5パーセント、アフリカ系は1.8パ

- ーセント、そしてラティーノは最下位の1.5パーセントであった。アジア系では UC に進学した学生が最も多く (2007年では中国系が断然多く4980人、次いでヴェトナム系1640人、韓国系1470人など)、ラティーノは CCC に進学する者が最多で、UC に進学する学生の4倍以上であった (California Postsecondary Education Commission, *College Participation by Ethnicity*, April 2009)。
- 57) Lindsay P. Huber, Maria C. Malagon, and Daniel G. Solorzano, "Struggling for Opportunity: Undocumented AB 540 Students in the Latina/o Education Pipeline," CSRC Research Report, no. 13 (UCLA Chicano Studies Research Center, May 2009).
- 58) 執筆者の友人である複数の UCLA 学生から聞いた話。ラティーノの生徒が中等教育以降の教育を受ける上で重要な要因は、家族との絆であるとされる。そのため、高等教育を受けていない家族の中で育ってきた生徒が進学を考える上では、「入試担当者が彼らの進学について両親の支持を取り付ける」ことが望まれる (Lindsay Perez Huber and Maria C. Malagon, "Silenced Struggles: The Experiences of Latina and Latino Undocumented College Students in California," *Nevada Law Journal*, Vol.7, p.844)。ラティーノの学生の多くは学費がより安価な CCC に進学しているが、そのうち4年制の大学に編入を果たすことができる学生はごくわずかである。編入を可能にするためには、CCC が進学を希望する学生に対して十分な指導体制を整えなければならないとの指摘がある (Ibid., p.843)。
- 59) C. Suárez-Orozco and M. Suárez-Orozco, *Children of Immigration*, p.133.
- 60) 同表において、合法的書類を持つ学生とはアメリカ国民、永住居住者、もしくは移民ビザの保有者を指し、非合法移民学生とは身分証明となる書類や合法的書類を持っていない者を指し、その他とは移民ビザの申請が認められた学生で、この場合国外追放の対象とはならない (Annual Report on AB 540 Tuition Exemptions 2006-2007 Academic Year, March 5, 2008, p.3)。
- 61) なお2005-2006学年度において、AB 540として居住者用授業料が適用されている学生は UC の10ヶ所にあるキャンパス全体で1483人、このうち1061人が合法的な書類を保有する学生、32人がビザ申請過程にある学生、残りの390人が非合法移民学生であるとみなされる (UCLA Labor Center, *Underground Undergrads*, p.3)。
- 62) Stella Marie Flores, A thesis, pp.vi-vii.
- 63) Alejandra Flores, Jamel Munguia and Carina Salazar, "AB 540: Undocumented Students in the UC System" (Power Point); available from www.slideworld.org/.../AB-540-Undocumented-Students-in-the-UC-System-ppt-165413; accessed August 25, 2009.
- 64) Sam Ward, "In a recession, is college worth it?: Most say yes, but fear of debt is changing plans," *USA Today*, August 31, 2009, 1A, 1B.
- 65) これは、2008-2009年度に客員研究員として UCLA に在籍中、執筆者が複数の授業に出席し、知り合った学生についての個人的な印象である。
- 66) Nancy, Interviewed by Mari Kagawa, Tape recording, UCLA, Los Angeles, September 3, 2009. なおここでは、本人の希望により姓は明かさず、ナンシーという名前だけを掲げることとする。
- 67) "Don't discriminate against undocumented students," *UCLA Today*, January 12, 2009; available from <http://www.today.ucla.edu/portal/ut/don-t-discriminate-against-undocumented-78361.apx>; accessed August 25, 2009.
- 68) MALDEF は、1968年に子供や新規の移民に影響する問題などについて、訴訟や口頭弁論、リーダーの養成などを通じ、ラティーノの公民権を促進するために発足した (MALDEF; available from <http://maldef.org/education/>; accessed March 28, 2010)。
- 69) それまでは、あまり表に出て活動をしてこなかった非合法移民学生が行動を起こすようになったひとつの契機は、2006年春のデモであるとされる。2006年3月25日に初めて全米規模で行なわれた移民によるデモ行進は、第109連邦議会 (2005年) に出された下院決議第4437号 (House Resolution 4437) が、移民やそのコミュニティ全

- 体を犯罪者扱いした懲罰的な提案であるとして、これに抗議するものであった。ロサンジェルスだけで50万人以上がデモに参加し、多くの合法・非合法移民とその家族、とりわけ若者がデモに加わり、その大半がその後も何かしらの市民・政治活動に従事し続けているとされる（Gonzales, “Left Out Not Shut Down,” pp.220-221）。当時デモに参加していた高校生が、現在大学生になっている。
- 70) UCLA Labor Center, *Underground Undergrads*, p.13.
- 71) S. 729-DREAM Act of 2009, Open Congress for the 111th United States Congress; available from <http://www.opencongress.org/bill/111-s729/show>; accessed August 25, 2009. 23人の共同提案者には、カリフォルニア州選出の2人の民主党上院ボクサー（Barbara Boxer）議員とファインスタイン（Dainne Feinstein）議員を含む、民主党議員が20名、共和党議員が2名、その他独立系議員が1名である。
- 72) 過去に国外追放や犯罪と係わりのあった者は、この対象には含まれないとされる。
- 73) SB 1301 (Cedillo), February 20, 2008, amended in Senate May 6, 2008; available from http://info.sen.ca.gov/pub/07-08/bill/sen/sb_1301-1350/sb_1301_bill_20080506_amended_sen_v98.pdf; accessed August 25, 2009. シュワルツネッカー知事は、提案者の目標には共感するとしながらも、目下のところ州が直面している不安定な財政状況では、法案に明記されたように、我々の限られた財政支援を更なる要求に使用することは賢明ではないとして、拒否権を行使した（Arnold Schwarzenegger, Veto Message; available from http://dist22.casen.govoffice.com/index.asp?Type=B_PR&SEC=%7B618F8B21-E3F2-436F-AD334F47062FA1BD%7D; accessed August 25, 2009）。
- 74) SB 160 Senate Bill, Bill Analysis, Senate Rules Committee.
- 75) William Perez, *We Are Americans: Undocumented Students Pursuing the American Dream* (Virginia: Stylus, 2009), p.xxii.
- 76) Roberto G. Gonzales, “Left Out But Not Shut Down: Political Activism and the Undocumented Student Movement,” pp.222-223, *Northwestern Journal of Law and Social Policy*, vol. 3, (Northwestern University School of Law, Spring 2008); available from <http://www.law.northwestern.edu/journals/njls/v3/n2/4/4Gonzales.pdf>; accessed January 7, 2010.
- 77) *Ibid.*, p.223.
- 78) Perez, *We Are Americans*, p.153.
- 79) 賀川『カリフォルニア政治と「マイノリティ」』, vi ページ。
- 80) U.S. Census Bureau, *Current Population Survey, Annual Social and Economic Supplement, 2006*, Ethnicity and Ancestry Statistic Branch, Population Division, October 5, 2007.
- 81) “New wave of voters forecast,” *The Sacramento Bee*, April 29, 2008, A1.
- 82) Seif, “Wise Up!” p.266.
- 83) *Ibid.*, p.267.

(2010年9月30日掲載決定)